

第16号議案

品川区職員の退職管理に関する条例

1 概要

退職管理の適正を確保するため、職員の退職管理に関する条例を制定する。

2 制定内容

(1) 再就職者による現職者への働きかけの規制

課長級であった職員が再就職した場合に、離職後2年間、離職前5年間に課長級であったときの職務に関する現職職員への働きかけを規制する。

※ 部長（組織条例に規定されている部の長）であった者にあつては、地方公務員法第38条の2第4項により働きかけ規制の対象とされている

(2) 再就職者に対する再就職状況の届出の義務付け

離職後2年間、再就職した管理職（部長級および課長級）は、任命権者へ下記の事項を届け出ることとする。

届出事項：氏名、生年月日、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先名称、再就職先の業務内容、再就職先における地位

(3) 届出事項の公表

(2)の届出があつた場合には、下記の事項について毎年度、公表することとする。

公表事項：離職時の職、離職日、再就職日、再就職先名称、再就職先における地位

3 施行日

令和7年4月1日

4 その他

本条例の制定に伴い、品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の公表事項に「職員の退職管理の状況」を追加する。

品川区職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項および第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項および第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職として特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）または同条第8項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理または監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているものおよび公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）または営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職またはこれに相当する職の任命権者（品川区立学校設置条例（昭和57年品川区条例第37号）第1条に規定する学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては、品川区教育委員会。以下同じ。）に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(報告および公表)

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、区長に報告しなければならない。

2 区長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 離職時の職
- (2) 離職日
- (3) 再就職日
- (4) 再就職先の名称
- (5) 再就職先における地位

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、同条に規定する者がこの条例の施行の日以後に離職する場合について適用する。

(品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 3 品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年品川区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 職員の退職管理の状況

新旧対照表

○品川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、区長に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員の任免および職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5) 職員の分限および懲戒の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p><u>(7) 職員の退職管理の状況</u></p> <p>(8) 職員の研修および勤務成績の評定の状況</p> <p>(9) 職員の福祉および利益の保護の状況</p> <p>(10) その他区長が必要と認める事項</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、区長に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員の任免および職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(4) 職員の休業の状況</p> <p>(5) 職員の分限および懲戒の状況</p> <p>(6) 職員のサービスの状況</p> <p>(7) 職員の研修および勤務成績の評定の状況</p> <p>(8) 職員の福祉および利益の保護の状況</p> <p>(9) その他区長が必要と認める事項</p>